

道標

「弱者とともに闘う弁護士たち」

思い返せば、私は弁護士人生の折々に、弁護士として道標となる恩師に出会ってきた。弁護修習時代に指導を受けた清水直弁護士もその一人である。企業再建のプロフェッショナルとして知られる清水直弁護士からは、依頼者の盾となり妥協せずに闘う弁護

私の歩んだ道

小林 元浩

⑤

士の魂を教えて頂いた。時には債権者のみならず依頼者も叱りながら再建計画を組み立てていく、その命懸けで闘う姿に感銘を受けた。会社は生き物で生かすも殺すも弁護士の力。債権者の猶予を引き出し、会社に関わる多くの人々の生活を守るため、弁護士は妥協せずに闘いぬかねばならないという覚悟と闘志を感じた。なお、銀行担当者からは畏敬の念をもって「鬼のシ

ミチョク」とも呼ばれたという清水先生であるが、普段は温厚で、丹後の宮津節といった民謡を十八番とするご趣味をお持ちであった。情熱家で闘志家。愛に溢れた清水直弁護士とのお付き合いは今も続いている。

昭和56年4月に弁護士登録をした私は、間もなく、民法学者である森泉章先生と出会うことになる。当時、消



森泉章先生と共著の「貸金業規制法」(一粒社)と「新・貸金業規制法」(勁草書房)

費者金融による多重債務を苦にした自殺者が続出し「サラ金地獄」とも呼ばれて社会問題化していた。私自身、弁護士登録直後の夏、ガソリンスタンドの経営者がサラ金地獄に陥って多額の負債を抱えて生活が立ちゆかないという相談を受けた。必死に返済しても借金が減らないという依頼者の話を聞くうちに、過払いが

あるかもしれぬと考えた。過払金計算ソフトもない時代。帳簿とにらめっこしながら10社余り、過去4年間の返済と借入れを辿っていくと過払金があることが判明。反訴等を請求して返還を認められたときには泣いて喜ばれた。

その案件が終結した昭和58年、国会では貸金業規制法が制定された。この法律は、貸金業を規制するという名称とは裏腹に、43条において、超過利息も債務者が任意に支払った場合には一定の要件のもとで有効な弁済とする(みなし弁済)と定めており、超過利息は元本に充当され、充当後は不当利得として返還請求できるという従前の最高裁判例を制限する業法であった。森泉章先生は利息制限法の著書もあり、早い段階から新たに制定された貸金業規制法が消費者をさらに苦しめることになる懸念しておられた。森泉先生より貸金業規制法の体系的な解説本を執筆しないかとお誘いを頂き、徹夜で執筆した。特に43条につい

ては、書面に記載された超過利息の無効なことを知って支払うことが任意性の前提であるとして「任意に支払った」という要件を限定的に解釈したほか、弁済が預貯金の口座に対する払込みの方法によってなされた場合でも、受取証書の交付請求の有無を問わず、受取証書を交付しなければ法43条の適用はないと解釈するなど、消費者保護のために同条を死文化する解釈論を展開した。この解釈論は、その後、みなし弁済を実質的に否定する著名な最高裁判平成18年1月13日判決(民集第60巻1号1頁)として結実したものと密かに自負しているところである。当初一粒社より出版された「貸金業規制法」は勁草書房に引き継がれ、同法の改正とともに、改訂を繰り返してきた。森泉先生は大学を退任された後、鬼籍に入られるまで、客員弁護士として私の事務所にて在籍して頂いた。消費者を思う熱いお気持ちと、酒席での柔和な笑顔が今でも忘れられない。